

令和元年 8 月 22 日
都市局 都市安全課

大規模地震時の円滑な被災宅地の危険度判定にむけて ～「広域支援マニュアル」及び「情報共有マニュアル」の策定と公表～

- 北海道胆振東部地震等、地震時には多くの宅地被害が生じます。特に、広域な被災の場合は、2次災害防止や復旧に向け、迅速に被災宅地危険度判定体制を整え、判定を進めることが大切です。
- 国において、北海道胆振東部地震から1年経過する前の8月22日に、広域に被災した場合に備えて、
 - (1)地震発生後に、直ちに、被災宅地数を推計し、それをもとに必要な判定士を算出することや、判定活動をどのエリアから着手すべきかの判断方法を示した「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」
 - (2)被災者が、復旧の目安に活用したり、被害状況の一覧性をもった整理が可能なよう、汎用性のあるGISのデータフォーマットで整理する方法を示した「被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル」の2つのマニュアルをまとめました。
- 今後、本マニュアルをもとに、都道府県等からなる「被災宅地危険度判定連絡協議会」とも連携し、より迅速に効果的な被災宅地の危険度判定を実施します。

1. 2つのマニュアルの主なポイント

(1) 被災宅地危険度判定広域支援マニュアル（4つのポイント）

- ・広域に被災した場合には、国やURが広域支援の調整機能を担うこともあり得ることを明記
- ・地震発生後、直ちに被災宅地数を推計する方法を提示
- ・推計した被災宅地数から、必要な判定士の数を算出する方法を提示
- ・判定活動をどのエリアから着手すべきかの判断方法を提示

(2) 被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアル（2つのポイント）

- ・被災宅地危険度判定の結果を、汎用性あるGISのデータフォーマットでの整理方法を提示
- ・実際のデータフォーマットを示して、データ入力方法などの解説とフォーマットを添付

2. 策定方法

国土交通省が、平成29～30年度に、熊本県、仙台市、UR、(公益社団法人)全国宅地擁壁技術協会等からヒアリングなどを実施して策定した。

3. 今後の活用

本マニュアルを元にして、都道府県等からなる「被災宅地危険度判定連絡協議会」においても、マニュアルの周知や運用の課題などを検討しつつ、地震による広域の被災が発生した場合には、国と協議会とが連携して、迅速な被災宅地の危険度判定を実施します。

<添付資料>

- ・被災宅地危険度判定広域支援マニュアルの概要
- ・被災宅地危険度判定結果の情報共有マニュアルの概要

※マニュアル全文については、国土交通省ホームページに掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000033.html

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市安全課 石井、辻

電話 03-5253-8111 (内線: 32342、32344)

直通 03-5253-8402 FAX 03-5253-1587